



「つばき」

いつまでも安心して住み続けられる地域を

- ・地方公務員法・地方自治法改定をふまえた
取り組みについて 福島功 2
- ・住宅宿泊事業法案についての意見(骨子)
中林浩 4
- ・新連載 今を読み解く一枚(第2回) 新井進 5
京都戦後民主運動 歴史資料アーカイブ
- ・「勝つ方法はあきらめないこと」
一辺野古新基地阻止うたうー 木下滋 6
- ・交流の広場 8
- ・京都スタジアム建設問題の経過と現状
高向吉朗 9
- ・私の本棚 魚山栄子 10
- ・カメラ探訪(48) 大味祥恵 11
- ・事務局通信 12



(社)京都自治体問題研究所

TEL: 075-241-0781

FAX: 075-708-7042

Email: kyoto@kyoto-jichiken.jp

HP: <http://www.kyoto-jichiken.jp/>

発行人 大田直史

(「住民と自治」11月号付録)

地方公務員法・地方自治法改定をふまえた取り組みについて

福島功(京都自治労連執行委員長)

地公法・自治法一部「改正」

先の通常国会で、地方公務員法及び地方自治法の一部「改正」法(以下「改正法」)が成立し、2020年4月の施行をもって地方自治体に働く「臨時職員」「嘱託職員」などいわゆる非正規職員の任用や労働条件などの制度が大幅に変わることとなりました。

総務省は、自治体に対し「改正法」施行に向けた想定スケジュールを示し、遅くとも2019年年頭までには、制度改定内容を確定させ必要な条例・規則化を図るとし、8月には通知とともに「マニュアル(第1版)」を出しました。

京都でも府自治振興課が5月の交渉で「夏を目途に総務省から説明、出されるマニュアルを待って対応」と回答、京都市は人事当局がすべての非正規職員についての実態把握のための調査を始めるなどすでに動き出しています。「2020年施行だからまだ先の話」ということではありません。放置すると人事当局の思惑で制度が決められてしまいかねません。組合の取り組みが遅れないよう、自治体の対応を予測して準備を進める必要があります。

今、「働き方改革」への関心が高まる中で、ここでは、「改正法」の概要と狙い、どのように取り組みをすすめていけばいいのかについて考えてみたいと思います。

「改正法」の概要

「改正法」は、①非正規職員の任用根拠の「適正化」と会計年度任用職員の新設、②

期末手当等の支給が可能とするなどの処遇改善、の2つの柱からなります。

非正規職員の任用根拠の「適正化」としては、特別職非常勤職員を「専門的な知識経験または識見を有するもの」等に、臨時的任用職員を「正規職員に欠員が生じた場合」に、それぞれ厳格化されます。その一方で、上記の職員以外は基本的に新たに設ける一般職である「会計年度任用職員」となります。会計年度任用職員は、競争試験又は選考により採用され、その任期は採用日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内(最長1年、ただし、再度の任用あり)とし、勤務時間は常勤職員と同じ場合はフルタイム、短い場合はパートタイムの2種類が設けられます。

処遇改善にかかわっては、勤務時間によって差を設けています。フルタイム会計年度任用職員は給料と諸手当が支給可能としていますが、パートタイム会計年度任用職員は報酬と期末手当のみが支給可能としています。しかし、任用要件やその期間、また、再度の任用、服務などその他の部分は全く同じ制度設計となっています。(国の非正規職員である期間業務職員は、既に勤勉手当の支給など「改正法」の水準を上回っています。)

「改正法」の狙い

「改正法」は、これまで「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営」を原則としてきた地方公務員法に、新たに期限付

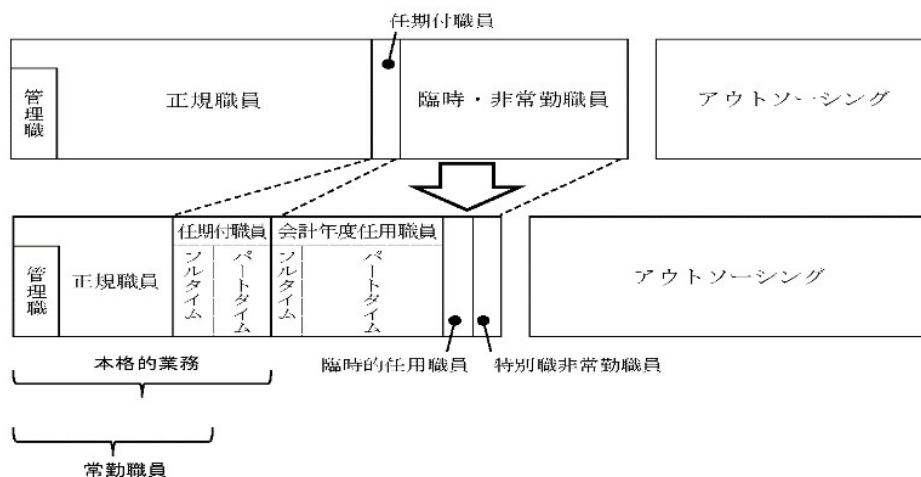
任用として「会計年度任用職員」を規定するとともに、勤務時間によって労働条件などに差別を持ち込むという地方公務員制度の大転換となるものです。

自治体の厳しい財政事情からすれば、自治体が正規職員をいっそう削減し、多くの業務を「定数外で、一部の手当支給で、いつまでも非正規、いつでも雇い止め」ができる会計年度任用職員に置き換えることが危惧されます。それどころか、これまで各所属に任せていた任用等非正規職員の人事管理を各自治体の人事当局がしなければならなくなったこともあり、これを機に業務丸ごとアウトソーシングする動きも懸念されます。

京都自治労連の取り組み

職場では、まだ、「改正法」についてほとんど知られていないという状態です。さらに、新聞各紙では「非正規公務員に賞与」などと一面的なとらえ方で報道されていますので、「改正法」に対する一定の「期待」もあると思われます。

京都自治労連では、「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営」の大転換を許さないことを基本に、非正規職員の真の雇用安定と抜本的処遇改善、そのための国の財源保障、これらの運動が前進するためにも当事者の組織化、をすすめるとともに、当面、①この問題について知る機会を



以上の点で、今回の問題は、ただ単に当事者である非正規職員の任用や処遇だけではなく、自治体のあり方、公務運営のあり方にかかわる問題ととらえることが重要であり、正規・非正規一体で職場・地域から住民との共同の取り組みをすすめることが求められています。

数多く提供すること、そのために地公法改正の要点を簡単にまとめた学習会・懇談会の案内チラシを作成し、②職場単位などでこの問題についての学習すること、③当事者の加入を促し、組合として当局と交渉を行うこと、④公務員部長通知に基づきただちに改善可能な自公についての改善を求めていきます。

住宅宿泊事業法案についての意見（骨子）

2017年5月30日衆議院国土交通委員会において

中林浩（神戸松蔭女子学院大学教授）

都市計画学を専攻していて、京都まちづくり市民会議ほかの団体をつうじて京都のまちづくり運動に関わっている。

【観光問題の基本的な観点】

●観光という営みは人間にとって崇高な営みであって最高の自己実現の行為のひとつだ。にもかかわらず外国人観光客が迷惑な存在と思われているはゆゆしい。基本的には外国人観光客に問題があるのではなく、日本のシステムに問題がある。観光地の市民も変化が急すぎて、もてなしの精神、ホスピタリティを発揮する余裕をもてない状況がうまれている。

●観光とかかわった政策じたいが都市の魅力を損ないかねない状況を導いていることに憤りをおぼえる。観光資源そのものを損ねているということ。二条城の大型バス駐車場・下鴨神社の富裕層マンション・清水小学校跡や立誠小学校跡がホテルになろうとしていること。

●観光行政のもっとも追求すべき指標に観光客数をおいていることが問題だ。観光の質を追求すべきだ。これらは宿泊施設のあり方と連動して考えるべきことだ。

【京都での民泊の実態】

●民泊の急増のなかでさまざまな問題が起こっている。典型的には路地の中に民泊が混入して、ゴミと騒音に住民が悩まされている。所有者・事業者が遠隔地において連絡がとれないという問題が大きい。

●空き家が増えたり商店街が衰退しているところと、卓越した文化財や自然環境のある場所が一致している。最大の収益性を追求して民泊を野放しにすると、地域社会自体が崩壊しかねない。「あとは

野となれ山となれ」というような開発が観光にかかわっては起こりがちだ。

【求められるしくみ】

●防災・防犯・衛生の観点からみても、これまで旅館業法の充実、試されずみの方策の土台のうえに新しい政策が展開されるのがよい。非合法の民泊がこれだけ蔓延したなかで適切な規制なしに合法化する危険は大きいといわざるをえない。

●本法における施行令がどのような内容になるのか、自治体の条例でどのような独自施策ができるのかという議論が必要だ。京都市域ではとくに実情に合った独自性が求められている。諸外国の観光がさかんな大都市では民泊を規制する方向でうごいている。

●問題の焦点は家主不在型の民泊だ。

●事業者と地域住民との話しあい、地域コミュニティの合意をはかれるよう、自治体が助力する必要がある。

●集合住宅、分譲マンションの中に混入する民泊はさらに複雑な問題を引き起こしかねないので極力規制すべきだ。

秋のフォーラム
西山卯三の構想計画論を語る
国土・都市の未来像を描く意味

11月25日(土) 1:30-4:30
コープイン京都 2階中会議室
京都市中京区柳馬場御茶屋上ル井筒屋町411

出版記念
講演(日本語) **カロラ・ハイン**
デルフト工科大学教授

コメンテータ 広原盛明 京都府立大学名誉教授 海道清信 名城大学教授
コーディネータ 中林浩 神戸松蔭女子学院大学教授

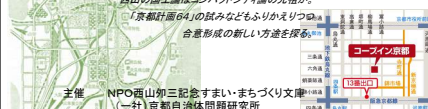
カロラ・ハイン氏により西山卯三著『地域空間論』の第1章「生活基地の構造」(1942年)・第9章「国土構成の一試論」(1946年)・第10章「山岳都市論」(1946年)が英訳され出版されます。

西山の構想計画論は文明評論で名高いルイス・マンフォードに匹敵し、世界の都市計画史の上でも重要だといえます。

西山は未来を予見して生活空間の目標像を提起することにこだわってきました。住民の合意形成を図るにはこの方法以外にないという確信からです。

なぜいま1940年代の論文が関心をあびるのか。
西山の国土論はコンパクトシティ論の元祖か。
『京都計画64』の試みなどもふりかえりつづける。
合意形成の新しい方途を探る。

主催 NPO西山卯三記念すまいまちづくり文庫
(一社)京都自治体問題研究所



京都戦後民主運動歴史資料 アーカイブ

1968年12月17日。府庁正庁前の広場にわき起こる「沖縄を返せ」の大合唱。手を振って元気な姿を見せたのは、沖縄の初代公選主席・屋良朝苗と蜷川知事。感動と興奮の中で力いっぱい歌った「沖縄を返せ」。狭い広場は1000人もの人で押すな、押すなの状況でした。この写真を見て、およそ50年前のときのことを思い出しました。



府庁正庁前であいさつする屋良主席
(1968年12月17日)

当時はあらゆる集会の最後は「がんばろう」と「沖縄を返せ」の大合唱でした。沖縄の島ぐるみの「祖国復帰運動」と本土の「沖縄を返せ」のたたかいがひとつになり、勝ち取ったのが主席公選制、そして屋良主席誕生でした。

沖縄では瀬長亀次郎さん（当時・沖縄人民党委員長）の「沖縄の90万人民が声をそろ

えて叫んだならば、太平洋の荒波を越えてワシントン政府を動かすことができる」との訴えのとおり、島ぐるみの「祖国復帰闘争」が取り組まれていました。

そして、本土でも「沖縄を返せ」のたたかいが大きく広がっていました。私が所属していた京都府職労の「50年 年史」の中で「府職労は、沖縄返還闘争を積極的にとりくんだ。」として、64年4月28日には「沖縄返還記念講演会」を。65年には青年部が昼休みデモを実施。沖縄返還の「海上大会」には、66年に3人、67年には4人、69年に12人。68年には、府職労代表が府庁前から与論島まで90日間2000キロを行進し、海上大会に参加。同年4月には沖縄の自治体労働者と交流するため、青年部役員が沖縄に派遣されたと記されています。

いま、沖縄では翁長知事を先頭に「オール沖縄」で普天間基地撤去、辺野古新基地建设反対のたたかいが広がっています。いま強く求められているのは、1960年代の「祖国復帰闘争」の時のように、沖縄の人々とともに、本土でもたたかいを大きく広げることだと思います。沖縄の闘いは「日米同盟第一・民意無視」の政治から住民・国民が主人公の政治へ転換させるたたかいです。

＊「海上大会」：4月28日は沖縄がアメリカの統治下に置かれた日。65年4月28日沖縄県民による大規模な「祖国復帰要求決起集会」が行われ、これに呼応して毎年全国で4・28集会が開かれ、沖縄分断の海上27度線上で沖縄と本土の代表者による交流集会が毎年開かれた。

「勝つ方法はあきらめないこと」ー辺野古新基地建設阻止うたうー

木下滋（京都自治体問題研究所会員・京都府職労連）

9月23日、沖縄県・名護市民会館で開催された”ストップ！辺野古新基地建設「命を守る音楽とトークのつどい」”(以下、つどい)に、参加しました。つどいは、日本のうたごえ協議会と沖縄のうたごえ協議会の共催で、沖縄のたたかいへの連帯と激励をうたごえで発信するもの。

前日22日の昼前に那覇に到着。沖縄のうたごえ協議会の案内で、米軍キャンプシュワブゲート前で座り込みを続ける仲間への連帯・激励行動を行いました。その日、座り込みをしておられた瀬長亀次郎さんのお孫さんに、京都から持参した寄せ書きや色紙、清酒九条(不戦)を手渡して、京都でも「米軍がもっとも恐れた男」の上映が行われていることなども含め懇談。座り込みと全国の激励が、新基地建設工事に深刻な遅れを生んでいることなどを明るい笑顔で語っていただきました。



左から2人目 瀬長亀次郎氏の孫

次いで、東村高江の「ヘリパッドいらない住民の会」の座り込みテント2ヶ所を訪れました。昨年の参院選投票日翌日、全国から動

員された機動隊員ら千名近くが座り込みの仲間たちを暴力的に排除し強行されている6基の新たなヘリパッド。座り込みの仲間たちはそれを、プディング(プリン)と呼んでいました。形が似ているだけではありません。工期に追われるあまり、「版築」(土を突き固めること)が極めて不十分で、水が浸み込み易く、言わばぶよぶよしているとのこと。大重量のオスプレイの発着は重大事故に繋がる二重三重に危険なものであることを教えていただきました。

N1裏と呼ばれるテントと訓練場との境界には、警護の制服の若者が直立不動でこちら側を睨んでいました。10月11日、大型輸送ヘリCE53Eが墜落・炎上しましたが、N1裏はその現場の目と鼻の先です。

翌23日は朝8時、つどい参加に全国から駆けつけた40人余りの仲間とともに、海上ヘリ基地反対運動の時から足掛け14年にも及ぶ(この日は4906日目)大浦湾の南にあるテント村を訪問。監視活動が続けている田中さんからたたかいの現状を学びました。

田中さんは座り込み監視活動が工事の遅れを深刻なものとしていること、併せて、沖縄県のすすめる岩礁破碎工事差し止め訴訟や、名護市長権限の法律・条例事項に基づく指導の正当性から、国も海底地盤が軟弱で、工法等を大きく見直さざるを得なくなっていることなどを説明。その遅れを糊塗するために、国・防衛局は大浦湾北西端の護岸を突貫工事で強行し、それでも300mの計画のうち、100mしか完成できなかったのを

大々的にマスコミに公開し、「これだけ進んでいるのだから反対運動はムダだ、あきらめろ」とキャンペーンを張っていること。しかし内実は水陸両用車や強襲揚陸艦が接岸するための岸壁、V字型滑走路の先端部分に当たるあたりの海底が軟弱で、今の埋め立て計画は見直さざるを得ず、そのため急遽国交省から埋め立て専門の技官を6人も防衛省に出向させているがメドがたたないことなどを教えていただきました。(防衛省の資料でもその部分に活断層が存在することが判明したと、赤旗が後日報道していました。)

国のゴマカシについても一つ教えていただきました。普天間基地返還の条件が辺野古新基地建設だというウソです。返還には新基地に普天間にはない8つの機能が義務付けられており、その一つでも欠けると返還はされないのです。海上に突き出た弾薬装弾場や強襲揚陸艦接岸岸壁もその一つ。つまり、米軍と国の狙いは返還などではなく、普天間も新基地も両方使い続けると言うことなのです。

終わりに田中さんは「こうしたことを全国に伝えてほしい。そして、私たちは勝つ方法を知っていることも。それは、あきらめないことなのです。今が阻止への正念場です。」と結びました。

おおらかに楽天的に語る田中さん。説明を聞いてテント前に掲げられた「勝つ方法はあきらめないこと」の看板が朝日に一層燦然と輝いて見え、大きな感動と確信を覚えました。

そして、その感動を胸に、参加した全国の仲間とともに「沖縄を返せ」「ウィーシャルオーバーカム」を海に向かって歌いました。

午後は、この勢いでつどいに参加し、「あかつきの空に」を大合唱しました。

つどいでは、「平和への発信」と題するトークに稲嶺名護市長が発言。辺野古新基地建設では市長権限が6項目あり、権限を行使して基地を造らせないと頑張っていると強調。沖縄防衛局に申請書類の不備を指摘し、防衛局は申請を取り下げたことを明らかにしました。

合唱組曲「こわしてはいけない～無言館をうたう」を指揮した作曲家の池辺晋一郎さんは「憲法は壊してはいけないと声高に言わなくてはならない時期だ」と訴えました。糸数参議院議員もあいさつ。翁長沖縄県知事も沖縄県の再三の行政指導を無視して新基地建設を強行する政府を、法治国家のあり方からほど遠いものであると告発し、阻止への不退転の決意をメッセージに寄せました。

翌日は美ら海水族館を観光し、瀬長亀次郎さんの不屈館を訪問。美しい青い海、明るく楽天的にたたかいをすすめるテントの仲間たち、住民の思いを受け、支えられて環境や平和、住民の安全のために自治体の持つ権限を駆使して行政をすすめる市長や知事。たたかいと自治体本来のあり方、果たすべき役割を教わった濃密な3日間でした。



海に向かって歌ううたごえ協議会の仲間

地域自治体第38集	TPP・FTAと 公共政策の変質
	問わねる国民主権、地方自治、公共サービス
岡田弘弘・自治体問題研究所 編	
第1部 ●メガFTAの政治と経済	
第1章 メガFTAの現実	内田幸子
第2章 メガFTAとの現実	郭 洋希
第3章 TPP・FTA推進の政治経済学と地方自治	岡田弘弘
第2部 ●TPP・FTAと国民主権・公共サービス	
第4章 国民住民主権を促すすべきSDS条項	三笠崇正
第5章 インフラ・国営企業の解体とビジネス化	近藤康男
第6章 経済安全保障で狙われる食料・生命・安全保障	品川一子
第7章 消費者安全行政の危機	山道達明
第8章 経済の生命を守る行政の危機	寺尾正之
第9章 自由貿易協定と労働	尾林芳臣
	
自治体問題研究所 編	

京都スタジアム建設問題の経過と現状

「京都スタジアム建設に関わる違法公金支出差止」を求める住民訴訟原告代表 高向吉朗

2012年12月－知事の政治判断でスタジアム建設予定地に亀岡市を選定

2014年12月－亀岡駅北埋立による水害被害の拡大をやめさせる裁判提起

2015年1月－スタジアムの建設中止を求める裁判提起

2015年6月－府議会で実施設計費2億円と建設工事の債務負担行為154億円を可決

この後、府や市に対する建設中止を求める請願署名や住民監査請求、内外からの各種学会や団体から計画の見直しや中止を求める意見書や要望書が多数提出され、計画の白紙撤回を求める運動が広がる。

2016年4月－専門家会議座長から、建設用地変更の提言が出される。

2016年8月－府と市が提言受け入れを表明

2017年5月－専門家会議が地下水に異変が生じたときには直ちに工事を中断し、対応を協議することを条件に工事着工を認める。

2017年6月－公共事業評価に係る第三者委員会でも治水、アユモドキ保全、交通問題など多くの懸念が示されたが、府議会で「スタジアム用地の財産取得議案が上程、可決された。(亀岡市も同様)

2017年8月15日－スタジアム建設工事業者の入札公告が行われた。

実施設計の公表を求め情報公開請求しても、「まだ実施設計はできていない」というのに、工事業者の入札を行うなど、異常な事業の進め方です。そして、来年1月中には工事着工というのが京都府のスケジュールです。

市民説明会も開かれましたが、「一人あたりの質問時間を3分で打ち切る」他に質問者が

あっても「時間切れで終了」としてしまうなど、アリバイ造りのようなやり方でした。何を言っても、しても、聞く耳持たない行政のゆがんだ姿がそこには浮かび上がってきます。

2017年8月31日－府知事を被告として、「京都スタジアム建設に関わる違法公金支出差止め」を求める住民訴訟を提起

提訴に先立つ記者クラブでの会見には、報道機関12社とフリージャーナリストなど26人が部屋に陣取って待ち構えているという関心の高さでした。テレビや新聞各紙でも報道されましたが、府に対するものは、

- 1) 税金による財政負担に比べ便益が少ない(地方自治法、地方財政法違反)
- 2) アユモドキの毀損・滅失のおそれがある(文化財保護法などに違反)

の2点です。

2017年9月20日－亀岡市長を被告として「京都スタジアム建設に関わる違法公金支出差止め」を求める住民訴訟を提起

この裁判の第1回期日は11月30日です。

一方、亀岡駅北埋め立てで水害被害が拡大することをやめさせる裁判も進行中で、この裁判は、来年にも判決が出される見通しです。現在、水害被害者の陳述書を裁判所に提出し、法廷での口頭陳述を求めています。

建設されれば、府も市も更なる財政出費を求められることになり、将来負の遺産となることが見えているこの事業に対しては、引き続き運動を進めて行きたいと考えています。運動と裁判の行方を見つめていただけたらと思います。

『ママと若者の起業が変えたドイツの自然エネルギー』

(高文研発行 海南 友子著 2016年8月 1,404円+税)

ドキュメンタリー監督の海南友子さんが昨年8月に刊行されたブックレットです。2011年3月11日の東日本大震災直後に福島第1原発4キロ地点での取材を敢行。その直後妊娠が判明し、大きな不安のなかで出産という経験をもとにセルフドキュメンタリー『抱く(HUG)』を公開された監督。3・11以後、まるで長く暗いトンネルを歩き続けているような気持ちだったという著者は「出口」を知りたいという強い思いをもって2014年、まだ2歳の息子を配偶者に託してドイツへの取材に旅立ちます。

シェーナウの奇跡や市民共同組合による再生可能エネルギーの拡大、そして学生2人が創始者となった風力発電の大企業 j u w i (ユービ社)などを直接取材し、インタビューとルポで構成されています。

私たちは“ドイツが環境先進国でどんどん再生可能エネルギーが進んでいてすごい”、“ドイツは違うわ”と考えがちだが、ここに至るにはチェルノブイリ事故以来地道に広がってきた反原発の運動があったことがリアルに描かれていて圧倒されます。日本と同じようにドイツでも当初は大手電力会社の独占で、広がりかけた太陽光や風力発電の動きに対して既存の電力会社のネガティブキャンペーンが吹き荒れました。シェーナウでは2度の住民投票を大変な苦勞でかちとったのに送電線の買い取りの段階で、ラインフェルデン電力会社は他社の倍以上の5億6000万円という巨額を提示。途方にくれていたシェーナウの母たちに具体的な援助をしたのが、日本でいえば信用金庫

のような性格のGLS銀行(シェーナウエネルギーファンドを立ち上げ、2か月で1億円以上を集める)と無料で全国的広告キャンペーンを協力してくれた広告代理店、そして運動に賛同したドイツ第2位の売り上げを誇るチョコレート会社リッター社などの企業でした。GLS銀行の担当者トーマス氏にインタビューした著者は「自分の仕事で原発をなくすために何ができるか?」と考え、「お金に使われるのではなく、お金で社会にどう貢献できるか、その行動が人々の改革を生むんだ」という氏の言葉に強く感動したとい

います。
日本でもようやく電力自由化、固定買取制度(FIT)が始まったのに、九州電力が買い取りを拒否したり、電力買取価格が引き下げられるなど、気持ちが挫かれがちだが、「再生可能エネルギーを」の意識はゆるがなく確実に広がっているのを実感しています。あのドイツでもこんな妨害や無知を切り開いてきていまだあるんだ、私たちは始まったばかり、粘り強く進もうと勇気をもらえる1冊です。



カメラ探訪48

大味祥恵

「京都市教組 子育てママパパの会」



どこの職場でもそうなのかもしれませんが、学校では団塊世代の教職員が定年退職を迎え、世代交代し、若い教職員の数が増えています。そしてどの職場でも、結婚や出産という嬉しいニュースが多く聞かれるようになりました。一方で、子育てしながら働き続けることに不安をもっている人も少なくありません。

京都市教職員組合では、育休中のママたちが少しでも不安なく職場復帰できることや、同じ立場の者同士でつながりることを目的として2012年1月に、「子育てママの会」を始めました。今でも月に一回集まっています。そしてママだけではなく、パパも参加してくれることもあり、会の名前も「子育てママパパの会」としました。毎月のテーマは、参加者の希望も聞きながら決めています。今までも「子どもの食と学校給食」や「復帰してLGBTのことを教えられるようになるう」など、教員ならではのテーマもあれば、「赤ちゃん体操」「アクセサリー作り」「絵本の紹介をしよう」など子どもと一緒に、あるいは自分の趣味として楽しめるテーマの時もあります。「先輩ママのアドバイス」や「今の学校どうなって

るの?」「保育所の入所って大変なの?」「子育てしながら働くためにどんな権利があるの?」などは、復帰に向けての切実な要望で、参加者も多くなります。

9月21日には、「保育所への入所について」というテーマで、京都保育団体連絡会副会長で新婦人の澤田季江さんを講師にお招きして、お話していただきました。まずは、保育所ってどんなところなのか自身の子育ての経験からも保育所のよさを語られました。また、今の保育所が抱えている待機児童問題や保育士不足の問題、実際に保育所を選ぶ時のポイントや入所申請についてなどを詳しく教えてくださいました。

参加者のママたちは入所の手続きを控えて、一生懸命澤田さんの話に聞き入っておられました。また、参加者同士の情報交換にも熱が入っていました。今は兄弟そろって同じ保育所に入所することも難しいと聞きます。厳しい条件の中でも知恵を出し合って、少しでもよい条件で預けられるようママたちの一生懸命さが伝わってきました。国や自治体の責任で、もっと安心して子育てしながら働けるように改善してほしいです。

次回10月も、すでにたくさんのママから参加の希望が届いています。身近に育休中の教職員がおられたらこのような集まりがあることを紹介してあげてください。



事務局通信

文パル売却問題市民シンポジウム

城陽市が文化パルク城陽を民間に売却した上でリース料を払って利用を続ける「セール&リースバック方式」を検討していることを受け、市福祉センターで10月11日、市民シンポジウムが開かれ、約70人が参加しました。

「文化パルク城陽」は、1995年11月に178億円の総事業費で完成し、30年間の返済期限で起債を発行、28年度末で13億円残っており、今後8年間で完済の予定になっています。

城陽市の試算では80億円程度で売却、数億円程度のリース料を今後30年間支払っていくとしています。

新聞報道によれば、市は当初、6月議会中に「報告」という形で案を提出し、説明する計画でしたが、市内で「市長、売るのはやめてください」「文パルは文化の殿堂、私たち市民の宝です。」などと書かれたビラが配布されたことなどもあり、理解不足のままの混乱を避けるため、市長選挙(9月10日執行)の後の10月開催の議会(第3回定例会)まで延期することになったとしています。

市民や文化パルクの利用者、関係者に十分な説明もなく議会への説明だけで一方的に文パルの売却を強行することは住民自治の立場からとうてい納得できません。

シンポジウムは城陽市職労、宇治久世教組などで組織する実行委員会が主催し、京都自治体問題研究所と京都自治労連が後援しました。

10.11文化パルク売却問題市民シンポジウム (入場無料)

文化パルクを売却と同時にリース契約をするという計画が明らかになってきました。しかし、リース料は高金利であり、将来の城陽市民に大きな借金を残すことになります。実際に「セール&リースバック」方式によって市の施設を売却した泉佐野市の現状について報告を聞き、市民の目線で考えましょう。*どなたでも自由に参加できます。

パネリストからの報告
●泉佐野市のセール&リースバックについて
●城陽市の文化パルク売却問題について

開催日:10月11日(水)

開催時間:午後7時から

城陽市福祉センター

ホール (市役所西隣り)



主催:文化パルク売却問題市民シンポジウム実行委員会
後援: 京都自治体問題研究所・京都自治労連

連絡先 城陽市職労 33-6115 宇治久世教組 44-6191
新日本婦人の会 52-7474 京建労各南支部 33-2023
城陽外御山民主商工会 32-0086

56th

ツキイチ土曜サロン

＜お気軽に参加下さい＞

- ・開催日 11月18日(土)
- ・時刻 14:00～
- ・場所 京都自治体問題研究所
- ・報告 品田茂(著者)

＜今月の本＞

「日本一小さな農業高校の学校づくりー愛農高校、校舎たてかえ顛末記」

岩波ジュニア新書 著 品田茂 880円＋税
敷地には野菜畑、果樹園、放牧地が広がり、牛舎、養豚舎、養鶏舎が建ち並ぶ…、生徒数わずか60人の学校で生徒たちは3年間、作物栽培や家畜の世話にはげむ。自主自立を学び、人格教育で知られるこの学校で行われたユニークな校舎づくりの顛末記。生徒、教職員、保護者、地域の人々が力を合わせてつくり上げた自分達の学びの場とは？(岩波書店)。

- *参加自由、事前申込み不要。
- 終了後に気軽なワ
ンコイン懇親会あり
ます。



第16回京都府空き家問題研究会の案内

日時 10月31日(火)午後6時30分～
場所 京都自治体問題研究所

テーマ 土居靖範氏らによる南丹市美山町
田歌など) 調査の結果概要について
(報告・土居靖範さん)